



# 宮 崎 県 公 報

令和4年6月9日(木曜日) 第313号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

告 示	頁	
○民有林の保安林の指定予定(2件)……………(自然環境課) 1		○大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) 2
○歳入の収納の事務の委託……………(オ-ルみりぎぎ課) 1		○土地改良区の役員の就退任の届出……………(農村整備課) 3
○知事管理量に係るくろまぐるの採捕の停止……………(漁業管理課) 1		○土地改良区の定款変更の認可……………( " ) 3
○道路の区域の変更……………(道路保全課) 2		○基本測量の終了の通知……………(管理課) 3
○道路の占用を制限する区域の指定……………( " ) 2		○入札公告(2件)…………… 3
		<b>病院局公告</b>
		○入札公告……………11

## 告 示

### 宮崎県告示第 391号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和4年6月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字吉野方字先黒石平2468、字下円蔵2541、2541-1、2543-1、2543-2
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 392号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和4年6月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字椎原 755-91、字大久保 779-1、781-2、781-3、842-15、842-20、842-68、842-123、842-189、842-192
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示 393号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

令和4年6月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

委託した 収納事務	委託先	委託期間
ふるさと宮崎応援寄附金	株式会社トラストバンク	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
ふるさと宮崎応援寄附金	株式会社さとふる	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
ふるさと宮崎応援寄附金	楽天グループ株式会社	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

### 宮崎県告示第 394号

漁業法(昭和24年法律第 267号。以下「法」という。)第14条に基づく宮崎県資源管理方針(以下「方針」という。)別紙1-3の第2の2に定める宮崎県くろまぐる(小型魚)定置漁業(4月から

公 告

6月まで)及び方針別紙1-4の第2の1に定める宮崎県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業(4月から9月まで)による漁獲量の総量が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量(法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。)を超えており、法第33条第2項第1号に該当すると認める。

令和4年6月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第395号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年6月9日から同年同月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

Table with 7 columns: 路線番号, 道路の種類, 路線名, 区間, 新旧の別, 敷地の幅員(メートル), 延長(メートル). It details road expansion and width changes for National Route 327.

宮崎県告示第396号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和4年6月9日から同年同月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

Table with 3 columns: 道路の種類, 路線名, 占用を制限する区域. It specifies the restricted occupation area for National Route 327.

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和4年6月24日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和4年6月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)ダイレックス大塚中央店 宮崎市大塚町京園3114-1
2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
4 大規模小売店舗の新設をする日
5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

## (2) 期間

令和 4 年 6 月 9 日から令和 4 年 10 月 11 日まで

## 10 意見書の提出先及び期間

## (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

## (2) 期間

令和 4 年 6 月 9 日から令和 4 年 10 月 11 日まで

## 11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、天岩戸土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 4 年 6 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	甲 斐 健 興	西臼杵郡高千穂町大字岩戸5805番地
理 事	工 藤 和 也	西臼杵郡高千穂町大字岩戸5067番地
理 事	甲 斐 政 雄	西臼杵郡高千穂町大字岩戸7402番地8
理 事	佐 藤 実 夫	西臼杵郡高千穂町大字岩戸4023番地
理 事	飯 沼 和 浩	西臼杵郡高千穂町大字岩戸2430番地2
監 事	稲 葉 和 幸	西臼杵郡高千穂町大字岩戸6237番地3
監 事	興 梶 克 百	西臼杵郡高千穂町大字岩戸2122番地
監 事	佐 藤 雅 治	西臼杵郡高千穂町大字岩戸1165番地9

(任期：令和 7 年 3 月 31 日まで)

## 2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	甲 斐 健 興	西臼杵郡高千穂町大字岩戸5805番地
理 事	工 藤 和 也	西臼杵郡高千穂町大字岩戸5067番地
理 事	甲 斐 政 雄	西臼杵郡高千穂町大字岩戸7402番地8
理 事	佐 藤 実 夫	西臼杵郡高千穂町大字岩戸4023番地
理 事	飯 沼 和 浩	西臼杵郡高千穂町大字岩戸2430番地2
監 事	稲 葉 和 幸	西臼杵郡高千穂町大字岩戸6237番地3
監 事	興 梶 克 百	西臼杵郡高千穂町大字岩戸2122番地
監 事	佐 藤 雅 治	西臼杵郡高千穂町大字岩戸1165番地9

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、新富土地改良区（新富町）から令和 4 年 4 月 4 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 4 年 6 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 2 項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和 4 年 6 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 作業の種類  
基本測量（時空間変位確定測量）
- 作業地域  
宮崎県全域
- 作業終了日  
令和 4 年 3 月 31 日

## 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 4 年 6 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 競争入札に付する事項
  - (1) 借入物品及び数量 ネットワーク分離システム 一式
  - (2) 借入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 納入期限 令和 4 年 9 月 30 日

- (4) 契約期間 令和4年10月1日から令和9年9月30日まで(60月)
- (5) 納入場所 仕様書による。
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、1月当たりの賃借料に契約期間月数を乗じた金額を記載すること(記載方法については、入札書を確認すること。)  
 なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること(入札書の金額は、契約期間全体の総額を記載すること)。
- 2 契約に係る特約事項
- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による契約であり、県は、1(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。  
 ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合  
 イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。  
 ア 令和4年宮崎県告示第92号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が賃貸業務又は電算業務のものであること。  
 イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。  
 ウ 仕様を満たした機能を有する物品を確実に設置し、及び設定できると認められる者であること。  
 エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。  
 オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。  
 なお、第三者は、入札に参加できない。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明する書類を次により提出し、事前に審査を受けること。  
 なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。  
 ア 提出場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課情報化システム担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7045  
 イ 提出期限 令和4年7月1日午後5時(送付にあつては、令和4年7月1日午後5時必着)  
 ウ 提出方法 持参又は送付(送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。
- 4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るため

## の申請方法

3(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

(2) 申請書類の受付期間 令和4年6月9日から令和4年6月20日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

## 5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課情報化システム担当

(2) 期間 令和4年6月9日から令和4年7月19日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

## 6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課情報化システム担当

(2) 交付期間 令和4年6月9日から令和4年7月19日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

## 7 入札に関する質問

## (1) 質問

この競争入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。

ア 提出期限 令和4年7月14日午後5時(送付にあつては、令和4年7月14日午後5時必着)

イ 提出先 宮崎県総合政策部デジタル推進課情報化システム担当

ウ 提出方法 入札質問書を、持参、送付又は電子メール(アドレス digital-suishin@pref.miyazaki.lg.jp)により提出すること。なお、電話による質問は認めない。

## (2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

ア 回答方法 県庁ホームページに掲載する。

イ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び上記(1)ウの提出方法以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

## 8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課情報化システム担当

(2) 提出期限 令和4年7月19日午後5時(送付にあつては、令和4年7月19日午後5時必着)

(3) 提出方法 持参又は送付(送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

## 9 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁本館3階総合政策部会議室 宮崎市橋通東2丁目10番1号

(2) 日時 令和4年7月20日午前10時

## 10 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

## 11 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に

求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

## 12 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札については2回までとする。
- (4) 最低制限価格は設定しない。

## 13 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総合政策部デジタル推進課情報化システム担当

## 14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 15 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

## 16 Summary

- (1) Nature and Quantity of Items to be Borrowed: One (1) Complete Network Isolation System
- (2) Bidding Deadline: 5:00 PM on 19 July, 2022
- (3) Contact Point for Inquiries: Digital Administration Division, Prefectural Policy Department, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City 880-8501, JAPAN TEL:+81- 985-26-7045

## 入札公告

総合評価一般競争入札を次のとおり実施する。

令和4年6月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 特定役務の名称 宮崎県土木積算システム構築業務
- (2) 特定役務の特質等 宮崎県土木積算システム構築業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (3) 契約期間 この一般競争入札に係る契約締結日から令和5年9月30日まで
- (4) 履行場所 宮崎県庁舎内及び県が指定する場所
- (5) 入札方法 (1)の特定役務について総合評価一般競争入札を実施する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和4年宮崎県告示第92号に規定する資格を有する者で、

業種がサービス(役務の提供)に関する業種であること。

イ この一般競争入札に係る落札者決定の日から契約が確定する日までのいずれの日においても、県からの発注業務に関し、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者でないこと。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、一般競争入札参加資格に係る随時の審査による認定を受けている者であること。

オ 役員等(個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は支店若しくは営業所を代表する者をいう。)が暴力団関係者(宮崎県暴力団排除条例(平成23年宮崎県条例第18号)第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

(2) 共同企業体の参加は可とするが、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

ア 全ての構成員が、2(1)に掲げる全ての要件を満たすこと。

イ 代表構成員の出資比率は、30%以上とすること。

ウ 共同企業体を構成する事業者が単独又は別の共同企業体の構成員として、この一般競争入札に参加していないこと。

### 3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

2(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次のとおり参加資格を得るための申請を行うこと。

(1) 申請書類等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 郵便番号 880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号 電話番号0985(26)7208

(2) 申請書類の受付期間 令和4年6月9日(木)から令和4年6月30日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。午前8時30分から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

### 4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県県土整備部技術企画課技術基準担当 郵便番号 880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号 電話番号0985(26)7047

(2) 期間 令和4年6月9日(木)から令和4年7月19日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

### 5 宮崎県土木積算システム構築業務に係る総合評価一般競争入札説明書(以下「入札説明書」という。)及び仕様書の配布場所及び配布期間

(1) 配布場所 宮崎県県土整備部技術企画課技術基準担当

(2) 配布期間 令和4年6月9日(木)から令和4年7月19日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

### 6 一般競争入札事前説明会

- 一般競争入札事前説明会は実施しない。
- 7 一般競争入札参加申込書の提出場所、提出期限及び提出方法  
 一般競争入札への参加を希望する者は、次により入札参加申込書を提出すること。
- (1) 提出場所 宮崎県県土整備部技術企画課技術基準担当  
 (2) 提出期限 令和4年7月6日（水）午後5時（送付にあつては、同日午後5時必着）  
 (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。）
- 8 入札書、企画提案書等（以下「入札書等」という。）の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県県土整備部技術企画課技術基準担当  
 (2) 提出期限 令和4年7月19日（火）午後5時（送付にあつては、同日午後5時必着）  
 (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。）
- 9 入札保証金  
 入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。
- 10 入札の無効に関する事項  
 宮崎県財務規則第125条に該当する場合のほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 提出書類に虚偽の記載をした者又は入札説明書等に違反する記載をした者が行った入札  
 (2) 7(2)の提出期限までに入札参加申込書を提出しなかった者が行った入札  
 (3) 8(2)の提出期限までに入札書等を提出しなかった者が行った入札  
 (4) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札書等を提出した者が行った入札  
 (5) 入札書等について、金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- 11 総合評価の方法に関する事項  
 宮崎県土木積算システム構築業務に係る総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、次のとおりとする。

## 落札者決定基準

## 1. 落札者の決定方法

評価は、提案内容に基づく「技術評価に係る得点（技術点）」及び入札価格に基づく「入札価格に対する得点（価格点）」の合計点数（最大 2,000.0 点）により実施する。

(1) 下表により、技術点と価格点の合計点数が最も高い入札者を落札候補者とする。

区分	点数	採点基準
技術点	1,500 点	提案内容より最大 1,500 点の配点を行う
価格点	500.0 点	価格点 = $500.0 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$
合計点	2,000.0 点	

(2) 最高得点となった者（以下「最高得点者」という。）が 2 者以上あるときは、以下の順により落札候補者を決定する。

- ① 最高得点者のうち「技術点」が最も高い者が 1 者の場合は、その者を落札候補者とする。
- ② 最高得点者のうち「技術点」が最も高い者が 2 者以上ある場合で、「別途仕様書に定める機能要件に係る得点（機能要件の合計点数）」が最も高い者が 1 者のときは、その者を落札候補者とする。
- ③ 最高得点者の「技術点」、「価格点」及び「機能要件の合計点数」がすべて同じ場合は、別途、日を定め、最高得点者のくじ引きにより落札候補者を決定する。この場合、当該最高得点者は、くじを辞退することはできないものとする。

## 2. 技術点及び価格点の算出方法等

## (1) 技術点の評価方法

技術点は、総合評価基準表に基づき、提案内容の評価することとし、総合評価基準表の各項目について、下表のとおり 6 段階評価を行う。

採点基準表

採点	採点の意味合い
5	要求仕様を踏まえて、県に実益をもたらす提案であることが、より具体的に示されているもの。
4	要求仕様を満たす上で、県に実益をもたらす提案となっているもの。

3	要求仕様を満たす上で、標準的な提案となっているもの。
2	要求仕様を満たすことについて、一部、県の要求水準を満たしていないもの。
1	記述はあるが、大部分が県の要求水準を満たしていないもの。
0	記述がない。

※ 「採点4」の概ねの目安は、以下のとおりである。

- ・ 要求水準を超えるような提案がなされている。
- ・ 県の実情を理解し、県にとって実益があり有益な提案をしている。

※ 「採点5」の概ねの目安は、以下のとおりである。

- ・ 要求水準を超えるような提案が具体的にされている。
- ・ 業務の実施方法等の記述が具体的で説得性が高い。
- ・ 県が評価要素と想定している具体的な記述が多数ある。

## (2) 価格点の算出方法

価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。(上記1-(1)に示す計算式に基づき算出)ただし、入札参加者の入札価格が、県の予定価格を上回った場合は、落札候補者とししない。

総合評価基準表

評価項目		評価基準	配点				
1 基本的事項・考え方							
1-1	企業情報	企業概要 ・企業概要及び企業の資格取得状況等が記載されているか。 類似業務の実績 ・同規模程度以上の類似業務実績があり、得られた知見を本業務に活かす手段が記載されているか。	30				
	1-2	本業務の背景、目的の理解 ・本業務の背景、目的の正しい理解に基づき、コンセプト、特徴、アピールポイント等が記載されているか。					
2 体制・プロジェクト管理等							
2-1	実施体制・スケジュール管理	業務実施体制 ・責任者およびチームリーダー等は、仕様書の要件を充足し、豊富な実績を有しているか。 ・柔軟性や即応性を有した現実的な業務実施体制が記載されており、調達仕様書の要件を充足しているか。 ・共同化を推進するため十分な体制となっているか。 ・自然災害や感染症など突発的現象発生リスクに対応できる体制となっているか。 プロジェクト管理 ・プロジェクト管理に関する以下の手法は調達仕様書に従い具体的に示されているか。 ○進捗管理/品質管理/課題・リスク管理/変更管理/ステークホルダーとの調整/コミュニケーション管理 ○本業務において想定されるリスクが識別されており、対応策が具体的に示されているか。 スケジュール管理 ・調達仕様書に示すスケジュールを踏まえ、具体的かつ無理のない合理的な作業スケジュールが示されているか。 ・各工程におけるマイルストーン、前後関係が考慮されているか。 ・本県および県内市町村が実施すべき作業等が明確に示されているか。	40				
	3 基本方針に関する提案						
	3-1	利用者の負担軽減	ヒューマンエラーの未然防止 ・実現するための機能が明確に示されているか。 ・利用者の負担軽減に向けて継続して改善を図っていくための工夫があるか。 積算作業の効率化 精査作業の効率化 積算条件の明確化	280			
3-2			運用管理上の負担軽減		積算基準等の速やかな反映 ・実現するための機能や運用方法等が明確に示されているか。 ・運用管理上の負担軽減に向けて継続して改善を図っていくための工夫があるか。 設計単価の速やかな反映 システムエラーの未然防止 各種データの引継ぎ(設計書の移行支援)		
					3-3	多様化する業務形態への対応	テレワークへの対応 ・実現するための機能やライセンスの運用方法等が明確に示されているか。 ・多様化する業務形態に、将来的に柔軟に対応できる機能や体制があるか。 外部委託への対応 大規模災害等への対応
							3-4
4 満たすべき要件							
4-1	業務要件	・全体方針ならびに共同利用の方針に対応する事項が明確に示されているか。 ・将来的な技術動向や行政情報システムのあり方等も考慮したもとなっているか。	690				
4-2	機能要件	基準 設計書作成 演算処理 帳票出力 設計書管理 利用者管理 運用支援 その他機能		※機能要件対応表より事務局にて採点 ・機能要件対応表に示された機能要件について、機能要件ごとに受託者が提案するシステムによる対応可否等が明示されているか。 ・対応できない機能については、代替策が示されているか。			
		4-3		帳票要件	・提供する帳票一覧や概要が明確に示されているか。 ・本県との協議方法や本県固有のニーズへの方針が適切か。 ・将来的な帳票追加についての考え方は妥当であるか。		
		4-4		非機能要件	ユーザビリティ及びアクセシビリティ	・以下のユーザビリティ及びアクセシビリティについて調達仕様書に記載の要件を充足しているか。 ○画面構成 ○操作方法の分かりやすさ ○指示や状態の分かりやすさ ○エラーの防止と処理 ○表示状態の分かりやすさ	

総合評価基準表

評価項目		評価基準	配点	
	性能	<ul style="list-style-type: none"> <li>調達仕様書に記載した性能要件を充足しているか。</li> <li>性能テストは適切な方法で計画されているか。</li> <li>業務への影響を考慮した処理性能となっているか。</li> </ul>		
	信頼性	<ul style="list-style-type: none"> <li>調達仕様書に記載した信頼性の要件を充足しているか。</li> </ul>		
	拡張性・上位互換性	<ul style="list-style-type: none"> <li>調達仕様書に記載した拡張性の要件を充足しているか。</li> <li>利用期間の利用団体やユーザー数、システム環境の変化に柔軟に対応でき、将来を見据えた提案となっているか。</li> </ul>		
	中立性・継続性	<ul style="list-style-type: none"> <li>調達仕様書に記載した中立性・継続性の要件を充足しているか。</li> <li>費用対効果を考慮した継続性の提案となっているか。</li> </ul>		
	情報セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>調達仕様書に記載した情報セキュリティ（機密性、完全性、可用性）に係る要件を充足しているか。</li> </ul>		
	システム構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>クライアント端末、プログラム、サーバ、ネットワーク環境に係る要件が調達仕様書を充足しているか。</li> <li>コスト、セキュリティ、利便性を考慮したシステム構成となっているか。</li> </ul>		
5 設計・開発・テスト等に関する事項				
5-1	要件定義・設計に係る作業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>要件定義、設計における作業要件を踏まえて、作業内容及び作業方法が具体的に示されているか。</li> <li>宮崎県、市町村、受託者の役割分担及び責任範囲が明確に示されているか。</li> <li>効率的かつ効果的に県との合意を形成するための工夫が具体的に示されているか。</li> </ul>	90	
5-2	開発に係る作業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発における作業要件を踏まえて、作業内容及び作業方法が具体的に示されているか。</li> <li>宮崎県、受託者の役割分担及び責任範囲が明確に示されているか。</li> <li>効率的かつ効果的に作業を遂行するための工夫が具体的に示されているか。</li> </ul>		
5-3	移行・並行稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>調達仕様書に記載した移行における要件を踏まえて、作業内容及び作業方法が具体的に示されているか。</li> <li>宮崎県、受託者の役割分担及び責任範囲が明確に示されているか。</li> <li>並行稼働期間及び切替えの手法が、職員の業務影響を考慮した上で具体的に示されているか。</li> </ul>		
5-4	テスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>調達仕様書に記載したテストにおける要件を踏まえて、作業内容及び作業方法が具体的に示されているか。</li> <li>宮崎県、受託者の役割分担及び責任範囲が明確に示されているか。</li> <li>各種テストにおいて品質を担保するための工夫が示されているか。</li> </ul>		
5-5	教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>調達仕様書に記載した教育における要件を踏まえて、作業内容及び作業方法が具体的に示されているか。</li> <li>宮崎県、受託者の役割分担及び責任範囲が明確に示されているか。</li> <li>管理者、利用者に必要なコンテンツ等について考慮されているか。</li> <li>運用開始後の安定利用に関するフォローが考慮されているか。</li> </ul>		
5-6	成果品	<ul style="list-style-type: none"> <li>調達仕様書に記載した成果品に係る要件を充足しているか。</li> </ul>		
6 運用・保守に関する事項				
6-1	運用	運用設計とサービスレベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用における要件を踏まえて、運用計画及びSLAが具体的に示されているか。</li> <li>宮崎県、受託者の役割分担及び責任範囲が明確に示されているか。</li> <li>処理の自動化等、属人化を避け、また事務の効率化をもたらすための工夫が示されているか。</li> </ul>	370
		サポート体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用における要件を踏まえて、運用サービスのサポート体制が具体的に示されているか。</li> <li>宮崎県、受託者の役割分担及び責任範囲が明確に示されているか。</li> <li>職員の円滑な業務遂行を支援する工夫が示されているか。</li> </ul>	
		監視体制と障害対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用における要件を踏まえて、監視体制及び障害発生時の対応方針が具体的に示されているか。</li> <li>宮崎県、受託者の役割分担及び責任範囲が明確に示されているか。</li> <li>障害発生に適切に対応するための工夫が示されているか。</li> </ul>	
		積算基準データ運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>積算基準データ運用における要件を踏まえて、対応方針が具体的に示されているか。</li> </ul>	
		追加要件への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>本運用開始後の追加要件（工種の追加、共同利用団体の増減など）の対応方針が具体的に示されているか。</li> </ul>	
6-2	保守に係る作業内容	保守設計とサポート体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>保守における作業要件を踏まえて、保守計画及びサポート体制が具体的に示されているか。</li> <li>宮崎県、受託者の役割分担及び責任範囲が明確に示されているか。</li> <li>ハードウェア、ソフトウェア、クラウドサービス、その他設備における保守が費用対効果を考慮した内容となっているか。</li> </ul>	370
		予防保守と障害対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>保守における作業要件を踏まえて、予防保守及び障害・緊急対応が具体的に示されているか。</li> <li>宮崎県、受託者の役割分担及び責任範囲が明確に示されているか。</li> <li>保守範囲を超えた場合の対応方針が適切な内容となっているか。</li> </ul>	
		アプリケーション保守など	<ul style="list-style-type: none"> <li>保守における作業要件を踏まえて、アプリケーション保守の内容及び提供条件が具体的に示されているか。</li> <li>宮崎県、受託者の役割分担及び責任範囲が明確に示されているか。</li> <li>OSや関連ソフトウェアの保守がコスト低減を考慮した内容となっているか。</li> </ul>	
6-3	経済性	運用保守に係るコスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度から令和10年度の運用保守に係る費用が明確に示されているか</li> </ul>	
		積算基準データ等に係るコスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>本県が別途、基準データ等を購入する必要があるか。</li> </ul>	
6-4	契約終了後のフォロー	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約終了後（運用開始後）のフォロー（体制・内容）について示されているか。</li> <li>本県が利用延長を希望した場合の対応方針が示されているか。</li> </ul>		
技術点合計			1,500	

見積金額による価格点

価格に関する事項

本業務にかかる見積金額について	【500 × (1 - 入札価格 / 予定価格)】	500
-----------------	---------------------------	-----

## 12 落札者の決定方法

有効な入札書等を提出した者であって、宮崎県財務規則第122条第1項の規定により定める予定価格の範囲内の価格をもって入札したものの中から、地方自治法施行令第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札を行い、落札者を決定する。

審査に当たっては、入札参加資格審査で選定された者を対象として企画提案説明を実施し、落札者決定基準により算出した技術点と価格点との合計点が最高得点となった者を落札候補者(最高得点となった者が2者以上の場合は、落札者決定基準の定めるところによる。)とし、必要があれば、学識経験者の意見聴取を経て、落札者を決定する。

## 13 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県県土整備部技術企画課技術基準担当

## 14 一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 15 その他

- (1) 本委託業務の入札参加に要する一切の費用は、入札者の負担とする。
- (2) この一般競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 本契約に係る予算について宮崎県議会の議決が得られなかったときは、入札を中止する。
- (5) その他この一般競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

## 16 Summary

- (1) Nature and quantity of Goods and/or Service required:Construction of a Miyazaki Prefectural Integrated System
- (2) Deadline for tenders:5:00 p.m., July 19th, 2022.
- (3) Name and Contact Details of the Department in Charge:Engineering Planning Division Prefectural Land Development Department, Miyazaki Prefectural Government.  
2-10-1, Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, Japan 880-8501  
TEL:0985-26-7047

## 病院局公告

## 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和4年6月9日

宮崎県立延岡病院長 寺尾 公成

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 血管撮影装置 一式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和5年3月31日
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免

税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和4年宮崎県告示第117号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。

イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

オ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、資格基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づく資格停止(以下「資格停止」という。)を受けていないこと。

なお、既に入札参加の申出を行っている者は、資格停止を受けたときから入札に参加することはできない。

カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとする。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を令和4年7月8日までに宮崎県立延岡病院医事・経営企画課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に参加しようとする者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県立延岡病院医事・経営企画課財務担当 宮崎県延岡市新小路2丁目1-10 郵便番号 882-0835 電話番号0982(32)6181

- (2) 期間 令和4年6月9日から令和4年7月15日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

## 4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 宮崎県立延岡病院医事・経営企画課財務担当

- (2) 交付期間 令和4年6月9日から令和4年7月15日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

## 5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県立延岡病院医事・経営企画課財務担当

- (2) 提出期限 令和4年7月15日午後5時

- (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

## 6 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県立延岡病院2階会議室(地域医療センター) 宮崎県延岡市新小路2丁目1-10

<p>(2) 日時 令和4年7月19日午後1時30分</p> <p>7 入札保証金          入札保証金については、病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。</p> <p>8 入札の無効に関する事項          病院局財務規程第 107条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>9 落札者の決定方法          有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。</p> <p>10 契約に関する事務を担当する部局等          宮崎県立延岡病院医事・経営企画課財務担当</p> <p>11 契約の手続において使用する言語及び通貨          日本語及び日本国通貨</p> <p>12 その他</p> <p>(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。</p> <p>(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。</p> <p>13 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Angiography system 1set.</p> <p>(2) Time Limit for Tender: 5:00p.m. 15 July, 2022</p> <p>(3) Contact Point for the Notice:Medical Affairs,Management, and Planning Division, Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital, 2-1-10 Shinkouji Nobeoka City, Miyazaki Prefecture, 882-0835 Japan. TEL : 0982-32-6181</p>	
---	--